

令和5年 第11回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年11月27日 午後3時00分から午後4時35分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員 農業委員会委員（14名）

会長
会長代理

7番	船	川	由	孝
14番	鈴	木	栄	春
1番	矢	島	清	一
2番	大	澤	年	進
3番	奥	貫		之
4番	江	森	正	緒
5番	野	村	美	昭
6番	倉	持	昭	夫
8番	田	中	吉	雄
9番	熊	谷	隆	夫
10番	山	中		栄
11番	増	田	隆	司
12番	増	田	福	重
13番	松	島	政	雄

農地利用最適化推進委員（6名）

岡		政	美
関	根	俊	男
梅	山	友	行
石	関		功
小	池	昭	三
小	川		肇

4 欠席委員 （なし）

5 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 雑草対応状況について

6 その他

- ・上吉羽地区水田農業プロジェクト及び地域計画について
- ・事務連絡

7 事務局

局長	田中	孝徳	主幹	加藤	照樹	主任	岡安	育子
農業振興課	主査	菊地	亮希	農業振興課	主事	石橋	浩介	

開会 午後 3 時 0 0 分

◆局長

定刻になりましたので、令和 5 年第 1 1 回幸手市農業委員会を開会いたします。

本日の出席委員は 1 4 名でございます。幸手市農業委員会会議規則第 9 条に規定する会議定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

また、本日は 6 名の農地利用最適化推進委員の方に出席をいただいております。

加えまして、本日は農業振興課から菊地主査及び石橋主事が出席をしております。

それでは、開会に先立ちまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

(会長挨拶をする)

◆局長

ありがとうございました。

では、議事に移らせていただきます。

議事の進行につきましては、幸手市農業委員会会議規則第 4 条の規定によりまして、会長が議長となり、進めることとなっています。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

それでは、議事日程第 1 議事録署名人についてですが、私から指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、8 番の田中委員、9 番の熊谷委員にお願いします。

続いて、日程第 2 議事に入ります。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。

今回は 4 件でございます。

番号 1、土地の所在 戸島字上戸前沼田〇〇、地目は登記・現況ともに畑、面積 703㎡、譲受人 大字戸島〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 緑台一丁目〇〇 〇〇〇〇、所有権移転となっています。

本案件につきましては、譲渡人の夫が耕作していた畑を維持していくことが困難になってきたため、知り合いに相談したところ、譲受人を紹介してもらい、快く引き受けていただけたとのことです。このことから、譲受理由は経営規模拡大、譲渡理由は経営困

難としています。

なお、皆様ご存じのとおり、譲受人の〇〇〇〇さんは稲作を中心に農業を行っていて、申請地の東側が〇〇さんのご自宅です。今回の申請地とご自宅の間に小さい畑のようなところがあり、隣接しているため今回引き受けたということでした。

譲受人の耕作面積 95,028㎡、家族数 4人、耕作者数 2人、所有権移転となっています。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可の要件を満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

それでは、この案件については〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

まず、11月20日に譲受人の〇〇〇〇さんにお話を伺い、現地確認をしてまいりました。申請地は、トラクターで耕耘し家庭菜園として利用されているため、きれいに整備されていました。

譲受人の〇〇さんは農業に従事しつつ、産業廃棄物事業所に勤めていて、妻はパートで働いているとのこと。なお、長女は神奈川県に居住し、次女は自宅に同居し、それぞれ会社に勤めています。また、長男は自宅から大学に通っているそうですが、後継者の予定のため、現在でも休みの日にはトラクターを運転しているとお聞きしました。

〇〇さんは、田んぼを所有するほか、借りている農地もたくさんあり、農業機械も全て整っています。

次に、譲渡人の〇〇〇〇さんにお話を伺いました。

〇〇さんは看護師をしていて、夫は定年まで公務員として働き、現在は技術や経験を生かして建設業で働いているとのこと。また、子供は東京都内で一人暮らしをしているそうです。

申請地は〇〇さんが相続により父から譲り受けた土地で、最近まで家庭菜園として利用していたのですが、高齢になってきたため、できなくなってしまったそうです。

皆さんのご審議をお願いいたします。

◆会長

ありがとうございました。

1番の案件について、質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、1番の案件について、承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

1 番の案件は承認されました。

続いて、2 番の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

番号 2、土地の所在 中野〇〇外 1 筆、地目は登記・現況ともに田、面積 3,619㎡、譲受人 杉戸町〇〇 〇〇〇〇、譲渡人は 3 人の共有名義で、千葉県流山市〇〇 〇〇〇〇、千葉県流山市〇〇 〇〇〇〇、千葉県流山市〇〇 〇〇〇〇、所有権移転となっています。

譲渡人 3 人は農地を相続しましたが、住まいから遠距離であることなどから、今までには申請地について譲受人に相対で耕作をお願いしていたもので、このたび正式に売買することとなったそうです。このことから、譲受理由は経営規模拡大、譲渡理由は経営規模縮小としてあります。

譲受人の耕作面積 584,306㎡、家族数 5 人、耕作者数 4 人。

権利を取得しようとする者が農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

それでは、この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

今月 21 日に申請地を確認させていただきました。そして翌 22 日に譲受人の〇〇〇〇さん及び譲渡人の〇〇〇〇さん外 2 名から委任された代理人に電話で状況を確認させていただきました。

譲受人の〇〇さんは、借入地を含め 58 万㎡以上の水稻の作付を行っていて、申請地も以前から耕作していたということです。

また、代理人の話では、申請地は相続により譲り受けた農地であり、譲渡人の方々は高齢のため、〇〇さんに譲り渡すことで同意し、今回の申請となったとのこと。

このため営農規模を拡大している〇〇さんが今まで作付けしていた農地を譲り受けることは必然的なことであると思います。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

2 番の案件について質問等ございますか。

◆委員

参考までに売買価格が分かったら教えていただけますか。

◆事務局

こちらは2筆合計3,619㎡で、全体で〇〇円です。

◆会長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

それでは、2番の案件につきまして承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

2番の案件は承認されました。

続いて、3番の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

番号3、土地の所在 神明内字谷中〇〇、登記地目 畑、現況地目 田、面積1,185㎡、譲受人 大字神明内〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 大字神明内〇〇 〇〇〇〇、所有権移転となります。

本案件は譲渡人が今後の農業経営等で新たな機械導入等が困難であることから規模を縮小したいと考え、譲受人に相談したところ、今回の申請地の反対側を耕作していることなどの理由から引き受けていただけたとのこと。このことから、譲受理由は経営規模拡大、譲渡理由は経営規模縮小としています。

なお、譲渡人におきましては、同様の理由により9月の総会時にも今回の方とは別の方に農地を譲渡し、経営規模を縮小しています。

また、譲受人につきましては、現在別に住んでいる母親所有の農地を母親とともに仕事の合間を縫って耕作しているという状況でございます。農地法3条における、世帯は別であっても2親等以内の親族とともに耕作をしていれば農地を取得できるという考えに基づいた申請となっています。

譲受人の耕作面積 9,074㎡、家族数 別世帯も含めて7人、耕作者数 2人。

権利を取得しようとする者は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

それでは、この案件については〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

1 1 月 1 9 日に譲渡人の〇〇〇〇さんの代理人である長男の〇〇〇〇さん及び譲受人の〇〇〇〇さんと母親にお話を伺いました。

事務局からお話があったとおり、〇〇さんは9月の総会時に付近の田を〇〇さんに譲渡したのですが、その時も私が調査担当でした。〇〇さんはコストに合わないため今年は米作りは一切やらないということで、1町5反くらい所有地があるのですが、少しずつ譲受人を探しているということです。今回は申請地を耕作する〇〇さんが引き受けてくれることになり、今回の申請に至ったとのことでした。

譲受人の〇〇〇〇さんは公務員で、50mくらい離れたところに家を建てて住んでいます。兄もいるのですが、平成21年に父が亡くなって以降、次男の〇〇さんが母親とともに農業をやってきました。母親の話では、長男は頭を使うのが好きで、次男は体を動かすのが好きだということで、別世帯ではありますが、〇〇さんが機械類を使いこなして手伝ってきたそうです。現役のサラリーマンではありますが、今後も強く関わっていきたいという意思を示していました。

農業用の機械類は大体そろっていますし、今回の申請は問題はないと思います。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

3番の案件について質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、3番の案件については承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

3番の案件は承認されました。

続いて、4番の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

番号4、土地の所在 幸手字前〇〇、地目は登記・現況ともに田、面積 699㎡、譲受人と譲渡人は親子関係で、生前贈与になります。譲受人 茨城県猿島郡五霞町〇〇〇〇〇〇、譲渡人 茨城県猿島郡五霞町〇〇 〇〇〇〇、所有権移転となっています。

本案件は、譲渡人の母親が高齢により、子の〇〇〇〇さんに農業経営を引き継いでいくということで、幸手市に所有している土地をまず生前贈与し、少しずつ譲っていきたいということでした。このことから譲受理由は事業承継、譲渡理由は経営移譲としてあります。譲受人の耕作面積 面積 41,278㎡、 家族数 3人、 耕作者数 3人。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当していませんので、許可の要件を満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

それでは、この案件については〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

11月18日に現地を確認しました。その際には草が生えていたのですが、今日現地確認したところきちんと草が刈ってありました。

譲渡人の〇〇〇〇さんは十数年前に夫が亡くなった際に相続した土地で、高齢になり管理ができないため、息子の〇〇〇〇さんに生前贈与するものです。

譲受人の〇〇〇〇さんは、(株)〇〇の経営者でもあり、また農業に関しても借入地を含めて4町1反を耕作しています。農機具もトラクター、田植え機、コンバイン等もありますので、所有権移転について特に問題はないと思われます。

以上です。

◆会長

4番の案件につきまして質問等ございますか。

〇〇委員。

◆委員

生前一括贈与ということ考えたかどうかわかりますか。

◆担当委員

そこまではわかりません。

◆会長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

それでは、4番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

4番の案件は承認されました。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

今回は3件でございます。

番号5、土地の所在 下川崎字谷中〇〇、登記地目 田、現況地目 畑、面積439㎡、
譲受人 北一丁目〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 大字下川崎〇〇 〇〇〇〇 転用目的 自
己用住宅、施設の概要 居宅1棟

72.87㎡、農地区分は、10h a 未満の広がり農地ということで2種農地となります。

所有権移転となっています。

本申請について建築指導課に確認したところ、都市計画法第34条第11号の区域であり、自己用住宅の建築について許可の見込まれる案件とのことであり、農地転用と開発許可は同日となります。

資料3のNo.5の土地利用計画図をご覧ください。

排水についてですが、申請地の前面道路に道路側溝が敷設されていますので、そちらへ接続する計画です。

また、今回の申請地には内積みで周囲にブロックを積む計画となっていますので、隣接する水路及び住宅地等には影響がありません。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

それでは、この案件については〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

譲渡人の〇〇〇〇さんは独り暮らしで、20年ほど前から病気を患って農業は全然できない状態だそうです。申請地も管理するのが大変になってきたところ、不動産屋から売却の話がありまして承諾したとのことでした。

譲受人の〇〇〇〇さんは会社員で、市内のアパートで親子4人暮らしです。子供が成長するにつれて手狭になり、自己用住宅を建てたく探していたところ、申請地は生活環境もよく希望する条件に合う場所ということで申請に至ったものです。

申請地につきましては、すでに住宅に囲まれた一角で周りに影響がなく、立地的にも問題ないと思います。

以上のようなことから、今回の申請はやむを得ないのではないかと考えます。

◆会長

5番の案件について質問等ございますか。

〇〇委員。

◆委員

参考に農地の売買価格を教えてください。

◆事務局

土地売買代金は〇〇円です。

◆会長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

それでは、5番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、5番の案件は承認されました。

続いて、6番の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

番号6、土地の所在 外国府間字宮下〇〇外4筆、地目は登記・現況ともに畑、面積1,075㎡、譲受人 大阪府大阪市中心区〇〇 (株)〇〇 (代)〇〇〇〇、譲渡人 大字外国府間〇〇 〇〇〇〇、転用目的 太陽光発電設備、施設の概要 太陽光発電装置426.83㎡、農地区分は、10ヘクタール未満の広がり農地ということで2種農地となります。

所有権移転となっています。

資料2のNo.6の地図をご覧ください。

以前に道路の反対側で同じ会社が太陽光発電設備で申請しご審議いただいたところですが、そのすぐ目の前が今回の申請地になります。

本申請は49.5kWの太陽光発電設備を設置するもので、固定買取価格制度ではないFITであり、発電の全量を関係企業、親会社へ売電する計画となっています。

資料3のNo.6の土地利用計画図をご覧ください。

申請地の南側と西側が農地のため、雨水は基本的には敷地内で浸透する計画ですが、隣接地への雨水流出対策として周囲に30センチの土留めをつくります。それと併せて安全上の問題からフェンスを設置するという計画となっています。

また、幸手市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインの対象となっていることから、環境課に確認したところ、手続については協議中で、おおむね問題ないとの回答でした。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準を満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

それでは、この案件については〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

去る11月17日に譲渡人の〇〇〇〇さんにお会いし、現地も確認しました。

〇〇さんは全部で7反ほど農地を持っているのですが、稲作は〇〇さんに委託しています。畑については保有するトラクターで除草管理をしているという状況です。なお、

申請地は10 c mか15 c mくらいの草が生えていました。

こちらの太陽光発電設備については2、3年前から話があったそうで、ご本人が最近徐々に体調が悪くなってきたため、今回売却することにしたとのことでした。

先ほど事務局から説明があったとおり、道路を挟んだ反対側の太陽光発電設備は昨年私が担当したのですが、こちらはもう完成しています。

なお、雨水の排水は敷地内に自然浸透で、土砂の流出を防ぐため土留めをし、周囲にはフェンスを設置するとのことでした。また、施工後は巡回点検して、除草と清掃を徹底しますということでした。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

6番の案件について質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、6番の案件につきまして承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、6番の案件は承認されました。

続いて、7番の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

番号7、土地の所在 平須賀二丁目〇〇、登記地目 田、現況地目 畑、面積 58 m²、譲受人 平須賀二丁目〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 大字戸島〇〇 〇〇〇〇、転用目的 敷地拡張、合計敷地面積 429.09 m²、農地区分につきましては、10ヘクタール未満の広がり農地ということで2種農地となります。

所有権移転となっています。

本申請につきましては、令和5年3月の総会において皆様にご審議いただきました農用地区域からの除外案件につきまして、令和5年10月27日付で除外となったことによる、農地転用の申請となります。理由としましては、敷地内に倉庫を設置する計画をしたのですが、スペース的に困難であるため、隣接する敷地を拡張して既存の宅地と一体として利用するという計画です。

また、3月の総会でも説明させていただきましたとおり、拡張する部分には既にブロックフェンスが設置されていますが、これは害獣等の被害から日常生活を守るためにやむを得なく設置したものということで、春日部農林振興センターに確認したところやむを得ないとの意見をいただいているものです。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

それでは、この案件については〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

譲渡人の〇〇〇〇さんは譲受人の〇〇〇〇さんの兄にあたります。

譲受人の〇〇〇〇さんは3人家族で、長男が結婚を控えているのですが、現在収納部屋として使用している部屋が狭いため、隣接している申請地58㎡に簡易的な倉庫を設置したいとのことです。

また事務局から説明のあったとおり、すでに設置されている塀及びフェンスは害獣被害防止のためで、以前は格子状のフェンスを作り設置していましたが、役に立たず、家庭菜園が荒らされ、長年被害に悩まされて日常生活にも支障を来すほどだということで、試行錯誤の結果、現状のフェンス設置に至ったそうです。〇〇さんの自宅から北に100mくらいのところに空き地がありまして、そこがタヌキやハクビシンなどの害獣の巣になっているようです。この案件についてはやむを得ないと考えます。

皆様の審議、よろしくお願いします。

◆会長

7番の案件につきまして質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、7番の案件については承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、7番の案件は承認されました。

続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第3号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画について説明します。

今回は4件でございます。

利用権の設定を受ける者・する者、土地の所在、地目、面積、新規更新の別、契約期間、賃借料、作物、権利の種類の順で読み上げさせていただきます。

なお、一部内容を省略させていただきます。

番号1、天神島 〇〇〇〇、天神島 〇〇〇〇、天神島一丁目〇〇外1筆、田、3,773㎡、更新、5年、水稻、使用貸借権設定。

番号2、戸島 ○○○○、戸島 ○○○○、戸島字浮合○○外1筆、田、9,560㎡、新規、10年、10a 当たり30kg、水稻、賃貸借権設定。

番号3、戸島 ○○○○、戸島 ○○○○、戸島字浮合○○外1筆、田、9,316㎡、新規、10年、10a 当たり30kg、水稻、賃貸借権設定。

番号4、行田市 公益社団法人埼玉県農林公社、久喜市 ○○○○、平須賀字外郷内前○○外1筆、田、1,479㎡、新規、10年、毎年10a 当たりJA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg 相当額、水稻、賃貸借権設定。

以上です。

◆会長

今回の案件は八代地区となりますので、地区の推進委員の○○委員に意見を伺いたいと思いますが、番号1は○○委員の案件となっていますので、一時退席をお願いしたいと思います。

(○○番○○委員退席)

○○委員、お願いします。

◆推進委員

番号1は更新申請となります。

貸付人の○○○○さんは以前は作業委託をしながら稲作を行っていましたが、委託料の負担が大きくなってきたため、以前から借受人の○○○○さんに賃借料なしでお願いしているもので、3回目の更新になるかと思います。

借受人の○○さんはしっかりとした稲作経営を行っており、本件については特に問題はないと思います。

以上です。

◆会長

この件につきまして何かありますか。

(なしの声あり)

ないということで、○○委員にお戻りいただきたいと存じます。

(○○番○○委員復席)

それでは、引き続き○○委員に番号2以降の意見を伺いたいと思います。

◆推進委員

まず、番号2は新規申請となります。

貸付人の○○○○さんは腰を悪くしたことや高齢ということから、隣の○○さんとの間で利用権を設定して本件の土地を貸していましたが、その○○さんが体を壊し、借受地の耕作を続けていくことが困難になったため、設定していた利用権を合意解約したそうです。そして同じ地区の○○○○さんとの間で改めて利用権を設定し、貸付を行うこ

とにしたとのことでした。

借受人の〇〇さんは規模拡大を図りながら、精力的に稲作に取り組んでいる方であり、本件については特に問題はないと思います。

続いて、番号3については新規申請となります。

貸付人の〇〇〇〇さんは早くに妻を亡くし、一人で頑張ってきましたが、昨年あたりから体力の衰えを実感するようになり、この辺がやめどきかなという思いが強くなったそうです。そこで同じ地区の〇〇〇〇さんに相談し、引き受けてもらうことにしたとのことでした。農機具はトラクターを残して全て処分する予定だそうです。

借受人の〇〇さんについては先ほど申し上げたとおりで、本件については特に問題はないと思います。

続きまして番号4ですが、新規申請となります。

貸付人の〇〇〇〇さんは父親の代から農業はやっていなかったそうで、申請地もほかの人に相対で貸していたのですが、その方からもう作れないとの話があったため、〇〇に相談したところ、(有)〇〇を紹介してもらったそうです。

なお、中間管理事業により埼玉県農林公社を通して貸すとのことで、本件については特に問題はないと思います。

以上です。

◆会長

〇〇委員から一括で説明していただきましたが、この件につきまして質問等ございますか。

◆委員

〇〇さんという方は現在どのくらい田んぼを耕作しているのか、もし分かったら教えてください。

◆推進委員

利用権設定の申出書によると委託作業は30,840㎡ですが、先ほどの3条許可申請の際の説明によれば全部で9万㎡の耕作をしているようですね。私ははっきりとお聞きしたことはないのですが、去年、私の近所の方が肥料の袋が積んである量を見て20町くらいですかと聞いたところ、もう少しありますという話でした。それからかなり増えていきますので、恐らく30町くらいは耕作しているのではないかと思います。今年も厳しい気候だったのでカメムシの被害も被ったそうなんですが、本人はまだまだ意欲があるように見受けられます。どこまで増やしていくかはちょっと分かりませんが、期待して見ているところです。頑張ってくださいと思います。

◆会長

相当受けているらしいですね。

◆推進委員

杉戸町にもあるので、結局どのくらいなのかは分からないのです。

ただ、自宅の西側、北側、南側には住宅がなく、東側は自宅を挟んで1戸だけなので、稲作をやる上ではすごく条件のいい場所だと常々感じています。

以上です。

◆会長

この件につきまして、他に何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、議案第3号について、承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第3号は承認されました。

続いて、議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用配分計画案に対する意見についてを上程します。

この案件は私の関係する案件ですので、議長を会長代理にお願いし、一時退席をさせていただきます。

では、代理、よろしくお願いします。

(会長退席する)

◆会長代理

それでは、会長に代わりまして、議事を進めさせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

◆事務局

議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見についてご説明します。

権利の設定を受ける者、土地の所在、地目、面積、権利の種類、契約期間、賃借料、作物の順で読み上げさせていただきます。

番号1、神扇 (有)〇〇、平須賀字外郷内前〇〇外1筆、田、1,479㎡、賃貸借権設定、10年、10a当たりJA埼玉みずほコシヒカリ1等米概算金30kg相当額、水稻。

申請人につきましては、大規模に稲作を経営しておりますので、今回の2筆1,479㎡弱を合わせて耕作していくことに特に問題はないと考えています。

以上です。

◆会長代理

ありがとうございました。

ただいまの議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見について、質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見については、意見なしということによろしいですか。

(はいの声あり)

それでは、議案第4号については終了します。

ここで議長を会長に戻し、進行をお願いしたいと思います。

(会長復席する)

◆会長

ありがとうございました。

それでは、進めさせていただきます。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号の説明を事務局、お願いします。

◆事務局

報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

(市街化区域内の農地転用4条の届出2件について報告する)

◆会長

続きまして、報告第2号の説明を事務局、お願いします。

◆事務局

報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

(市街化区域内の農地転用5条の届出2件について報告する)

◆会長

続きまして、報告第3号の説明を事務局、お願いします。

◆事務局

報告第3号雑草対応状況についてでございます。

(雑草対応状況について報告する)

◆会長

それでは、皆様のご協力により全ての議事が終了しましたので、局長にお返しします。

◆局長

どうもありがとうございました。

続きまして、次第5、その他に移らせていただきます。

まず、初めに上吉羽水田農業プロジェクト及び地域計画についてになります。

(農業振興課の菊地主査より説明)

では、続きまして、2点目の事務局からの事務連絡になります。

(事務局から事務連絡を行う)

それでは、皆様お疲れさまでした。

最後に、閉会に当たりまして、会長代理よりご挨拶をお願いしたいと思います。

◆会長代理

(会長代理挨拶をする)

閉会 午後 4 時 3 5 分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和6年6月24日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 田 中 吉 雄

署名委員 熊 谷 隆 夫